

甲府及び笛吹川都市計画道路の変更（山梨県決定）

甲府及び笛吹川都市計画道路に3・4・107号甲府外郭環状道路東区間を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・107	甲府外郭環状道路東区間	甲府市小曲町	甲府市桜井町	笛吹市石和町東油川 笛吹市石和町広瀬	約 9,220m		4 車線	18m		嵩上式：L=9,220m
	構造形式の内訳		甲府市小曲町	甲府市桜井町	笛吹市石和町東油川 笛吹市石和町広瀬	約 9,220m	嵩上式	4 車線	18m		
	理由		<p>甲府都市圏の交通の集中による国道20号及び国道140号等の主要幹線道路の慢性的な交通渋滞等の課題を解消することを目的として、通過交通の分散、地域内、地域内外の移動交通の分散・導入が図られる環状方向の幹線道路を整備し、国道20号及び国道140号等の主要幹線道路の機能回復を図る。</p> <p>また、本都市計画による3・4・107号甲府外郭環状道路東区間が周辺環境に与える影響については、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価書に示すとおり、都市計画を定める上で支障ないと判断する。</p>								